

## 第1 請求人

豊岡市 ○○○○

## 第2 請求の受理

本請求は、法第 242 条第 1 項の規定による請求の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 9 月 16 日、これを受理することに決定した。

## 第3 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成 23 年 10 月 13 日午後 3 時から請求人の代理人として○○○○が出席し、陳述を行った。

また、同日、新たに下記の証拠が提出された。

- ① 環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課担当者から請求人宛の平成 23 年 5 月 19 日付け回答書写し
- ② 北但行政事務組合 平成 21 年度一般会計歳入歳出決算書（3 頁、4 頁）写し
- ③ 21 年度支出伝票 137 の内訳
- ④ 経過一覧表

## 第4 請求の要旨

豊岡市が構成自治体を成す北但行政事務組合の平成 21 年度事業費及び国からの交付金を精査したところ、数々の会計上の不明朗な点が見つかった。

1. 北但行政事務組合の平成 21 年度決算報告書では、「広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費」の「支払済み事業費」は 1 億 4,506 万 562 円とされているが、支払い先が明確でなく、一部不明金があることが分かった。環境省の資料によれば、そのうち支出先がはっきりしているのは、5,024 万 7,100 円でしかなかった。
2. 21 年度についての環境省からの交付金は、交付金関連事業費 1 億 3,613 万 9,000 円に対し、4,537 万 7 千円の交付金が決定していた（平成 21 年 10 月 1 日）が、その後、関連事業費の縮小に伴い、3,064 万 8,000 円と変更されていた。しかし、議会には報告されず、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び第 3 号「議会は予算を定め、決算を認める。」に違反している。
3. また、環境省から交付される分は、21 年度の実業費分（1,652 万 9,000 円）と 21 年度の繰越明許分（1,411 万 9,000 円）であるが、繰越明許分の事業内容は、明らかではなく、裏づけのない事業費に環境省から交付金が支給された不法行為の疑いがある。
4. 交付金関連事業の内、21 年度中に使用されず、不用となったものは、事業費ベースで 4,418 万 7,000 円、交付金ベースで 1,472 万 9,000 円であるが、これらは、21 年度決算報告では、支出済み事業費として計上されていた。したがってこの決算報告書は、虚偽の事実を記載していた恐れがある。

この点について北但行政事務組合は、競争入札の中で予定価格より低く落札さ

れたので、不用額が捻出されたと請求者らに答弁しているが、ならばなぜ決算書にそのように報告しなかったのか。決算書提出の段階で支出済み事業費として記載された金額と実際の支出金額との差額は、会計担当者が不法に流用していたことになる。

以上、地方自治法第2条第16項では、法令に違反してその事務処理をしてはならないとあり、上述した1から4の北但行政事務組合の事務は、この法令に違反する。

豊岡市は、北但行政事務組合の構成自治体として、北但行政事務組合に負担金（請求人記載「分担金」）を支払っているが、以上の北但行政事務組合の違法な会計処理を明らかにせず、負担金を支払い続けることは、豊岡市も地方自治法第2条第16項に違反することになる。

したがって豊岡市は、北但行政事務組合から平成21年度分の負担金の返還を求める。

## 第5 監査の実施

平成23年10月13日、市民生活部長から陳述の聴取及び資料の提出を受け、また、同月25日に市民生活部生活環境課長、同部同課参事及び同部同課主任から事情聴取を実施したほか、当局の保管する必要な書類について監査を実施した。

## 第6 監査の結果

本請求を棄却する。

### 理 由

請求の要旨及びその理由に基づき、監査を行った結果は、次のとおりである。

請求人から別途、北但行政事務組合監査委員宛に本住民監査請求と同日付けで提出された住民監査請求には、上記第4請求の要旨の1から4と全く同じ内容が記載されている。北但行政事務組合監査委員の監査においては、別紙監査結果の告示写のとおり、請求人の主張する北但行政事務組合の事業費の支出内容について違法若しくは不当な公金の支出は認められなかったとしている。さらに、負担金の内容及び支出手続について監査を実施した結果、北但行政事務組合への負担金の返還の必要性は認められない。



北但行政事務組合監査告示第2号

監 査 公 表

地方自治法第242条第4項の規定により、北但行政事務組合職員措置請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定によりその結果を公表します。

平成23年11月10日

北但行政事務組合監査委員 作 花 尚 久  
北但行政事務組合監査委員 升 田 勝 義

## 第1 請求人

豊岡市 ○○○○

## 第2 請求の受理

本請求は、法第242条第1項の規定による請求の要件を具備しているものと認め、平成23年9月16日、これを受理することに決定した。

## 第3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成23年10月13日午後1時30分から請求人の代理人として○○○○が出席し、陳述を行った。

また、同日、新たに下記の証拠が提出された。

- ① 環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課担当者から請求人宛の平成23年5月19日付け回答書写し
- ② 北但行政事務組合 平成21年度一般会計歳入歳出決算書（3頁、4頁）写し
- ③ 21年度支出伝票137の内訳
- ④ 経過一覧表

## 第4 請求の要旨

北但行政事務組合の平成21年度事業費及び国からの交付金を精査したところ、数々の会計上の不明朗な点が見つかった。

1. 北但行政事務組合の平成21年度決算報告書では、「広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費」の「支払済み事業費」は1億4,506万562円とされているが、支払い先が明確でなく、一部不明金があることが分かった。環境省の資料によれば、そのうち支出先がはっきりしているのは、5,024万7,100円でしかなかった。
2. 21年度についての環境省からの交付金は、交付金関連事業費1億3,613万9,000円に対し、4,537万7千円の交付金が決定していた（平成21年10月1日）が、その後、関連事業費の縮小に伴い、3,064万8,000円と変更されていた。しかし、議会には報告されず、地方自治法第96条第1項第2号及び第3号「議会は予算を定め、決算を認める。」に違反している。
3. また、環境省から交付される分は、21年度の実業費分（1,652万9,000円）と21年度の繰越明許分（1,411万9,000円）であるが、繰越明許分の事業内容は、明らかではなく、裏づけのない事業費に環境省から交付金が支給された不法行為の疑いがある。
4. 交付金関連事業の内、21年度中に使用されず、不用となったものは、事業費ベースで4,418万7,000円、交付金ベースで1,472万9,000円であるが、これらは、21年度決算報告では、支出済み事業費として計上されていた。したがってこの決算報告書は、虚偽の事実を記載していた恐れがある。

この点について北但行政事務組合は、競争入札の中で予定価格より低く落札さ

れたので、不用額が捻出されたと請求者らに答弁しているが、ならばなぜ決算書にそのように報告しなかったのか。決算書提出の段階で支出済み事業費として記載された金額と実際の支出金額との差額は、会計担当者が不法に流用していたことになる。

以上、地方自治法第2条第16項では、法令に違反してその事務処理をしてはならないとあり、上述した1から4の北但行政事務組合の事務は、この法令に違反する。

したがって北但行政事務組合は、上述した平成21年度の事業費及び交付金についての疑問点に応え、不当、違法な点を正すことを求める。

## 第5 監査の実施

平成23年10月13日、北但行政事務組合事務局長から陳述の聴取及び資料の提出を受け、また、同月25日に同事務局長、同組合施設整備課長、同組合同課課長補佐及び同組合同課主幹から事情聴取を実施したほか、当局の保管する必要な書類について監査を実施した。

## 第6 監査の結果

本請求を棄却する。

### 理 由

請求の要旨及びその理由に基づき、監査を行った結果は、次のとおりである。

#### 1 平成21年度北但行政事務組合決算における一部支出不明金について

北但行政事務組合（以下「組合」という。）が行う広域ごみ・汚泥処理施設整備事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて事業実施されている。しかし、施設整備に要する経費の全てが交付金の交付対象になるものではない。また、平成21年度交付金交付対象事業費は、繰越明許費として一部を翌年度に繰り越していることから、平成21年度決算書のみで交付実績額を確認することはできない。

請求人は、組合の平成21年度決算書の広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費の支出済額1億4,506万562円と環境省の平成21年度交付金のうち年度内に支出した交付対象事業費5,024万7,100円を比較し、その差額について一部不明金があると主張しているが、決算書で報告された支出済額には、平成21年度交付金交付対象事業費（翌年度への繰越あり）のうち年度内に支出したもののほか、平成20年度交付金交付対象事業費（前年度からの繰越分）1,751万2,500円及び交付金の交付対象とならない単独事業費7,730万962円が含まれている。また、その支払先も明確にされていることから、一部支出不明金は認められない。

さらに、請求人が陳述のなかで、一点目、決算書の交付対象事業費1億945万5千円と環境省に報告した交付対象事業費9,260万8千円との差額1,684万7千円は何に使われたのか。二点目、決算書の支出済額1億4,506万562円のうち交付対象事業費1億3,613万9千円と環境省に報告した交付対象事業費9,260万8千円（環境省への報告は千円未満の端数を切り捨て報告するため、実績額は9,260万8,550円）とを比較し、その差額4,353万1千円（1億3,613万9,000円－9,260万8,550円＝4,353万450円）は何に使われたのか、いわゆる支出不明金にならないか。三点目、4,353万1千円を含め支出済金額は、ごみ・汚泥処理施設建設事業費に該当するのかと述べている。

しかし、一点目の決算書の交付対象事業費1億945万5千円は、請求人が決算書から交付金の調定額3,648万5千円を3倍して算出した金額であり、本調定額には前年度から繰り越された平成20年度交付金583万7千円が含まれている。よって、差額については平成20年度分の交付対象事業費（1,751万2,500円）である。

二点目の決算書の支出済額のうち交付対象事業費は1億3,613万9千円と述べているが、本金額は平成21年10月1日付けで交付決定通知を受けた交付対象事業費であり、その後、実施過程における関連事業費の縮小に伴い予算額の補正措置（減額）をしていることから、差額4,353万450円については予算執行されていない。

なお、平成21年度交付金の交付対象事業費実績額は、決算額のうち平成21年度分交付対象事業費5,024万7,100円と翌年度に繰り越された交付対象事業費4,236万1,450円（平成23年10月24日提出の平成22年度決算書により確認）を合わせた9,260万8,550円であり、平成23年4月1日付けで提出された交付金事業実績報告書の交付対象事業費9,260万8千円（千円未満切捨て）と一致する。

三点目の4,353万1千円（正しくは4,353万450円）は支出していない。また、支出済金額には単独事業費も含まれるものと解されるが、交付金の交付対象とならない経費として、不動産鑑定・補償費算定・立木調査の各委託料のほか、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金を支出しており、これらは事業を遂行するうえで一般に必要な費用と認められるとともに、支払先も明確にされている。

以上のことから、請求人の主張する「一部支出不明金がある。」とは認められない。

## 2 議会への報告義務に対する地方自治法違反について

請求人は、環境省の平成21年度交付金について、関連事業費の変更などを議会には報告されていないとして、法第96条第1項第2号及び第3号の規定に違反していると述べている。

しかし、平成21年2月13日開会の組合議会第70回定例会に予算総額2億8,542万円、歳入のうち交付金を4,571万9千円として提案され、同月23日の本会議において可決された本予算は、平成22年2月15日開会の組合議会第74回定例会に平成21年度一般会計補正予算（第2号）として、実施業務の変更や入札減、実施年度の先送りなどにより交付金関連事業費を補正し、歳入のうち交付金を3,064万8千円とするこ

とを提案、同月 22 日の本会議において可決されており、法第 96 条第 1 項第 2 号に規定する「予算を定めること。」の議決を得ている。

また、平成 22 年 10 月 12 日開会の組合議会第 76 回定例会に、法第 233 条の規定に基づき平成 21 年度決算を議会の認定に付し、同月 21 日の本会議において認定可決されており、法第 96 条第 1 項第 3 号に規定する「決算を認定すること。」の議決も得ていることから、予算・決算ともに違法性は認められない。

さらに、請求人は、重要な事業変更事実（平成 23 年 4 月 1 日付け実績報告）が平成 23 年 5 月 30 日の組合議会に報告がなかったと述べているが、当該変更については既に平成 22 年 2 月 15 日開会の組合議会第 74 回定例会において、平成 21 年度一般会計補正予算（第 2 号）の中で説明されており、実績報告後の議会への報告は必要としない。

### 3 裏づけのない事業費に交付金が支給された不法行為の疑いについて

請求人は、繰越明許分の事業内容が明らかでなく、裏づけのない事業費に環境省から交付金が支給された疑いがあると述べている。

しかし、繰越明許費については、平成 22 年 2 月 15 日開会の組合議会第 74 回定例会に平成 21 年度一般会計補正予算（第 2 号）として、1 億 4,986 万 2 千円を翌年度に繰り越すこととし、その事業内容は提案説明の中で生活環境影響調査業務 805 万 9 千円、敷地造成実施設計等業務 3,430 万 3 千円及び用地補償費 1 億 750 万円と明らかにされており、同月 22 日の本会議において可決されている。繰越分のうち交付金交付対象事業費は用地補償費を除く 4,236 万 2 千円であり、事業内容は明確にされている。

また、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 6 月 3 日開会の組合議会第 75 回臨時会に、報告第 1 号として繰越明許費繰越計算書を提出し、その中で繰越額 1 億 4,986 万 2 千円に対する財源として、交付対象事業費 4,236 万 2 千円の 3 分の 1 相当の交付金 1,411 万 9 千円を未収入の国庫支出金、他は一般財源とされており、繰越手続きについては適正になされている。

なお、平成 21 年度交付金については、4,537 万 7 千円（対象事業費 1 億 3,613 万 9 千円）の交付決定通知を受けて事業を進められたが、その実施過程において 1,472 万 9 千円の減額が生じ、また、年度内完成が困難となったことにより繰越明許費として翌年度に繰り越され、平成 23 年 4 月 1 日付けで 3,064 万 8 千円に確定している。他方、組合予算は平成 21 年度一般会計補正予算（第 2 号）で、減額となった交付金 1,472 万 9 千円及び交付対象事業費を減額措置していることから、当初決定の対象事業費 1 億 3,613 万 9 千円の全額を執行し、それに対する交付金について交付を受けることはできない。

したがって、平成 21 年度交付対象事業費（9,260 万 8,550 円）に係る交付金 3,064 万 8 千円は、年度内完成分として 1,652 万 9 千円（対象事業費 5,024 万 7,100 円）を平成 22 年 3 月 30 日に、平成 22 年度への繰越分として 1,411 万 9 千円（対象事業費 4,236 万 1,450 円）を出納整理期間の平成 23 年 4 月 27 日にそれぞれ交付を受けてお

り、当初の交付決定額 4,537 万 7 千円(対象事業費 1 億 3,613 万 9 千円)との差額 1,472 万 9 千円については、そもそも事業実施しておらず交付金も交付されていない。よって、裏づけのない事業費に交付金が支給された事実は認められない。

さらに、請求人が陳述のなかで、一点目、国に対し交付対象事業費の減額変更を平成 23 年 4 月 1 日に報告した理由、二点目、決算報告で示した事業費の支出があったとして環境省から交付金の交付を受けた事実と組合から事業費の実績が減額されたという事業変更の届けにより、その分を不用額として国に戻したという事実はあるのか。三点目、この経過が事実であれば組合は水増し請求し、裏付けなく国から交付金詐取したということになると述べている。

しかし、一点目の交付対象事業費の減額変更の時期については、当該変更が交付金交付取扱要領第 3 項に規定する地域計画の著しい変更(地域計画の変更承認が必要な場合)に当たらないため、事業実施中に交付金交付決定変更申請をする必要はない。よって、同要領第 10 項の規定による事業実績報告書において減額した内容が報告されている。

二点目以降は、先に説示したとおり、組合は交付対象事業として執行した経費に係る交付金のみについて交付を受けていることから、組合が水増し請求し、裏付けなく国から交付金を詐取した事実は認められない。

#### 4 平成 21 年度決算報告書は虚偽の事実を記載されていた怖れがあることについて

請求人は、交付金関連事業費のうち不用となったものは、事業費ベースで 4,418 万 7 千円、交付金ベースで 1,472 万 9 千円であるが、21 年度決算報告では支出済み事業費として計上されていた。したがって、この決算報告書は、虚偽の事実を記載していた怖れがあると述べている。

たしかに、当初の交付金交付決定額 4,537 万 7 千円と交付金の実績額 3,064 万 8 千円の差額 1,472 万 9 千円は実績報告で減額しているが、不用となった差額は収入していない。また、事業費ベースの不用額 4,418 万 7 千円は、請求人が不用となった交付金の差額を 3 倍して算出したものであり、実際は 4,353 万 450 円(交付決定を受けた交付対象事業費 1 億 3,613 万 9 千円－交付対象事業費の実績額 9,260 万 8,550 円)であるが、当該差額については 1 で説示したとおり予算執行されておらず、支出済み事業費として決算書には計上されていない。したがって、平成 21 年度決算報告書において虚偽の事実は認められない。

以上のとおり、請求人が監査を求めた事項について、是正すべき事由は認められない。